

五ヶ瀬町いのち支える 自殺対策行動計画

計画期間：2019年4月～2024年3月

平成31年3月

宮崎県五ヶ瀬町

ごあいさつ



平成10年に国全体の年間自殺者数が3万人を超え、平成18年に自殺対策基本法が制定されました。国を挙げての取り組みにより、自殺者数は減少に転じていますが、いまなお2万人を超え、現況においても非常事態は続いています。そのため、平成28年に法が一部改正され、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。同時に国も新たな自殺総合対策大綱を打ち出し、過労や生活困窮、育児、介護疲れ、いじめなど生きることの阻害要因を減らす一方、自己肯定感や信頼できる人間関係といった「促進要因」を増やし、社会全体で自殺リスクを低下させることを基本理念に掲げました。

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識のもと、多様な関係者との連携による「生きることの包括的な支援」が求められることとなりました。

五ヶ瀬町では、平成23年3月に策定した第五次五ヶ瀬町総合計画において、「人の心を大切にすまち」をコンセプトに、①人間性回復のまちづくり、②循環型社会・低炭素社会の実現、③分権型社会への対応を3つの重点戦略として位置づけ、計画のキャッチフレーズ「ずっと五ヶ瀬 やっぱり五ヶ瀬 〜ありがとう あふれる笑顔〜」を合言葉にまちづくりを推進しています。

この重点戦略の一つであります「人間性回復のまちづくり」は、「もう一度原点に戻り」、「自然とともに生きる」、「こころ豊かに生きる」ことを見つめ直し、人としてのやさしい心を持って生きていくための環境を構築し、すべての住民がいつも幸せを実感して生きていくことのできるまちを創ることとしています。このことが正に、言い換えれば、自殺予防対策の推進であります。

しかしながら、当町においても介護や経済問題など働き盛り世代を中心にその負担は増しており、心に変調をきたす人が増加しているのではないかと考えます。孤立を防ぎ、早い段階で相談につながる仕組みが必要です。

また、様々な要因から発生するストレスへの対処について理解を深めることは、心の健康を保つうえで重要です。そのためには、正しい知識の普及と身近で声をかけあえるコミュニティの維持が大切です。

五ヶ瀬町においてもこれらの趣旨を踏まえ、地域の実情に即した自殺対策の取り組みを推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて「五ヶ瀬町のち支える自殺対策行動計画」を策定しました。

今後も、町民の皆様との協働により本計画に基づいて、自殺対策を含めた心の健康づくりに取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり御尽力いただきました関係者の皆様、アンケート等に御協力いただきました町民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成31年3月

五ヶ瀬町長 原田 俊平

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨等	1
第 2 章 五ヶ瀬町の自殺をめぐる現状	2
2－1 県内、西臼杵管内の自殺者の推移	
2－2 五ヶ瀬町プロフィール結果	
2－3 アンケート調査結果	
第 3 章 いのち支える自殺対策における取組	6
<u>3－1 基本施策</u>	
1) 地域におけるネットワークの強化	
2) 自殺対策を支える人材育成	
3) 住民への啓発と周知	
4) 生きることの促進要因への支援	
5) 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育	
<u>3－2 重点施策</u>	
1) 子ども・若者	
2) 勤労者・経営者	
第 4 章 自殺対策の推進体制等	12
4－1 自殺対策組織の関係図	
4－2 五ヶ瀬町いのち支える自殺対策推進本部及びネットワーク会議体制	
第 5 章 参考資料	15
・五ヶ瀬町いのち支える自殺対策推進本部及びネットワーク会議設置要綱	
・生きる支援関連施策一覧	

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以来、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積みあがっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、平成28年度に改正された自殺対策基本法において、都道府県および市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとされました。

これは、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念に則り、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を作成し、及び実施する責務を有する」旨が規定されていたものを、より具体化する意味で新たに定められたものです。

地方公共団体における地域の実情を勘案した自殺対策の策定・実施を更に推進することにより、自殺対策の実効性を一層高めていくことが期待されます。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

3 計画の期間

2019年度～2023年度の5年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

2019年度～2023年度（5年間）

4 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」では、2026年までに2015年と比べて自殺死亡률을30%以上減少させることとしています。五ヶ瀬町では、計画最終年度の2023年度までに、年間自殺者数を0人とすることを町の目標に掲げます。

年間自殺者数 0人

第2章 五ヶ瀬町の自殺をめぐる現状

2-1 県内、西臼杵管内の自殺者数の推移

五ヶ瀬町の自殺数は、平成 25～29 年で合計 7 人です。

	H25	H26	H27	H28	H29
五ヶ瀬町	2人	1人	2人	1人	1人
西臼杵管内	5人	8人	16人	2人	6人
宮崎県	265人	276人	263人	213人	202人
全 国	27,041人	25,218人	23,806人	21,703人	21,127人

(出典：警察統計)

2-2 五ヶ瀬町プロフィール結果

平成 25～29 年の 5 年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロフィール」により、町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位 5 区分が示されました。

この属性情報から、町において推奨される施策として次の 4 つの対象群が挙げられました。

【五ヶ瀬町における支援が優先されるべき対象群】

- 1 位 子ども・若者
- 2 位 勤労者・経営者
- 3 位 無職者・失業者
- 4 位 生活困窮者

※ 1 位の「子ども・若者」は、本町において子どもが自殺に至ったケースはありませんが、「地域自殺実態プロフィール」の区分で分けられているため、このように表現しております。

子どもは心身ともに未発達であり、学校における生命尊重や心身の健康、温かな人間関係構築等の教育の充実が求められます。

【地域の事業所規模別事業所／従業者割合】

五ヶ瀬町内事業所 169 カ所のうち、94%が 19 人以下の小規模事業所です。労働者数 50 人未満の小規模事業場では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されていることから、地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

【有職者の自殺の内訳】

自殺者数 7 人のうち、5 人が有職者でした。

2-3 アンケート結果

＜調査目的＞五ヶ瀬町民のこころの健康や自殺に関する意識を把握する

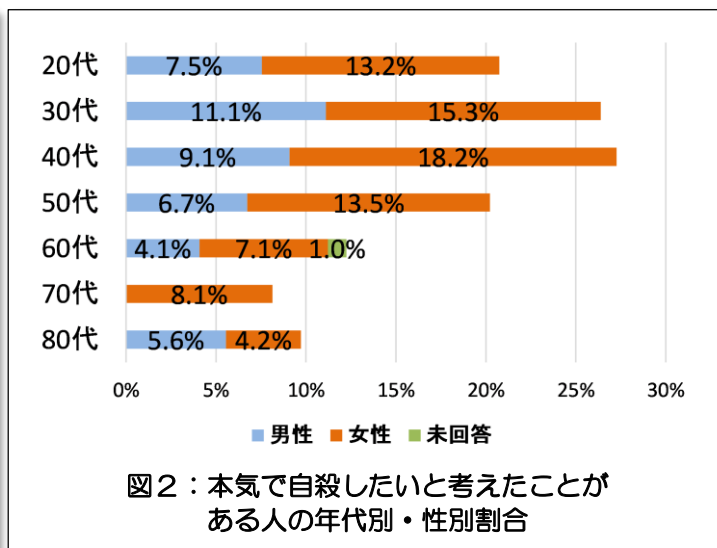
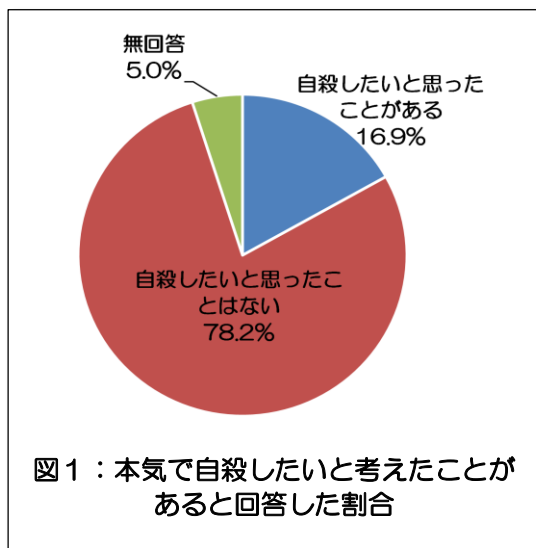
＜調査対象＞五ヶ瀬町民から無作為に抽出した 20 歳以上の男女 800 人

＜調査期間＞平成 30 年 6 月 9 日～7 月 12 日

＜回収率＞ 68.1%（回収票数 545 人／800 人）

(1)16.9% (92 人) の人が「本気で自殺したいと思ったことがある」

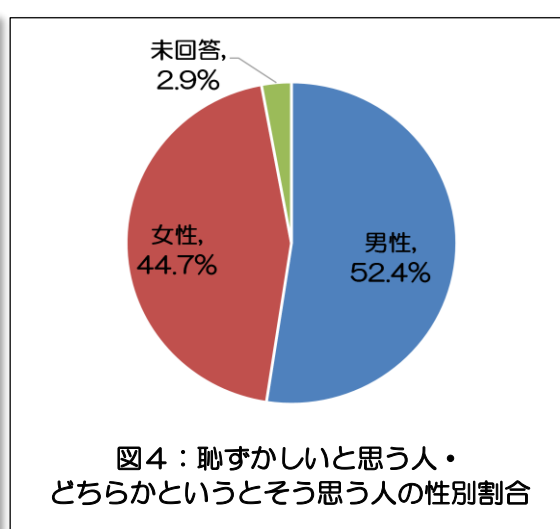
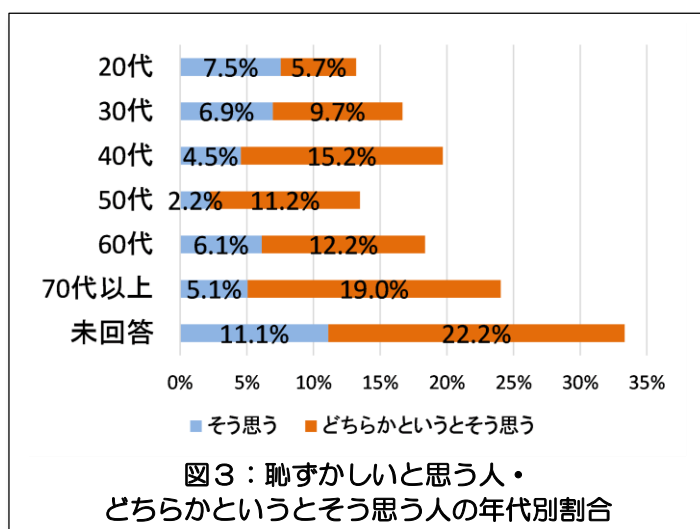
「あなたはこれまでの人生の中で、本気で自殺したいと思ったことがありますか」という質問に対して、「ある」と回答したのは 92 人おり、16.9%を占めました(図1)。年代別でみると「ある」と回答した人は 20～50 代では2割以上を占め、なかでも 30 代・40 代が特に多く4人に1人が「ある」と回答しました(図2)。性別でみると男性は 12.9%に対し女性は 20.7%と女性の方が高い傾向があります。



(2)年齢が高くなるにつれて「悩みやストレスを相談することは恥ずかしい」と感じている

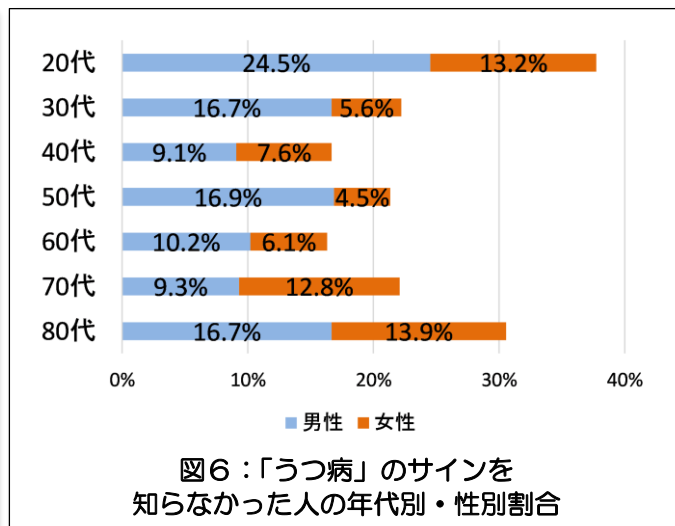
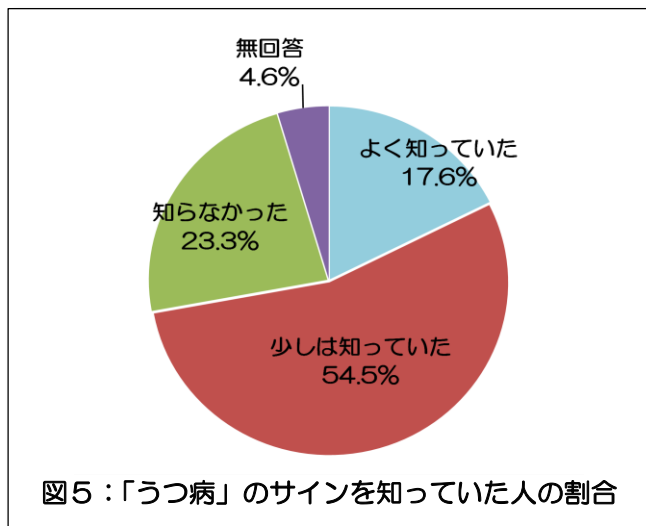
「自殺したいと思ったことがある場合、誰かに相談したことはありますか」という質問に対し、「ない」と回答した人は 59.2%にのぼりました。また、「悩みを抱えたりストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めるたりすることは恥ずかしいことだと思う・どちらかというと思う」と回答した人は全体では 18.9%で、年代別にみると 70 代以上では 24.1%で、相談したり助けを求めにくいと感じている人が多いようです(図3)。性別でみると、相談しにくいと思う人は男性の方がやや多い結果となりました。(図4)。

悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、
相談したり助けを求めたりすることは恥ずかしいことだと思いますか



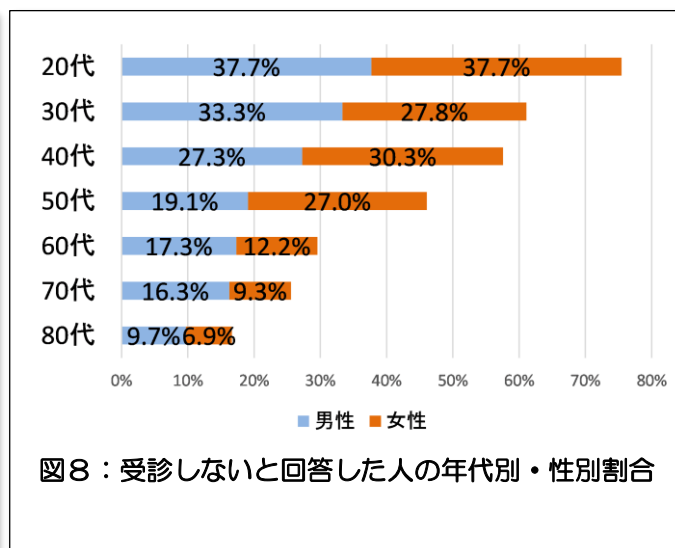
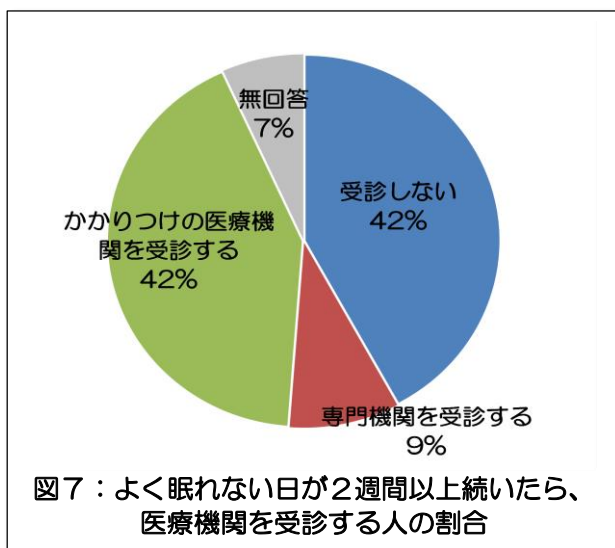
(3) 「うつ病」のサインをよく理解している人は2割以下

「うつ病のサインを知っていましたか」という質問に対し「よく知っていた」と回答したのは17.6%で全体の2割以下でした。(図5)。年代別でみると「知らない」と回答したのは20代が37.7%と一番高く、次いで80代が30.6%でした(図6)。性別でみると「知らなかった」と回答したのは男性が30.9%、女性が16.5%と男性の方が知らない人が多い結果となりました。



(4) 「不眠」でも4割以上の人は「受診しない」、20代は7割以上が「受診しない」

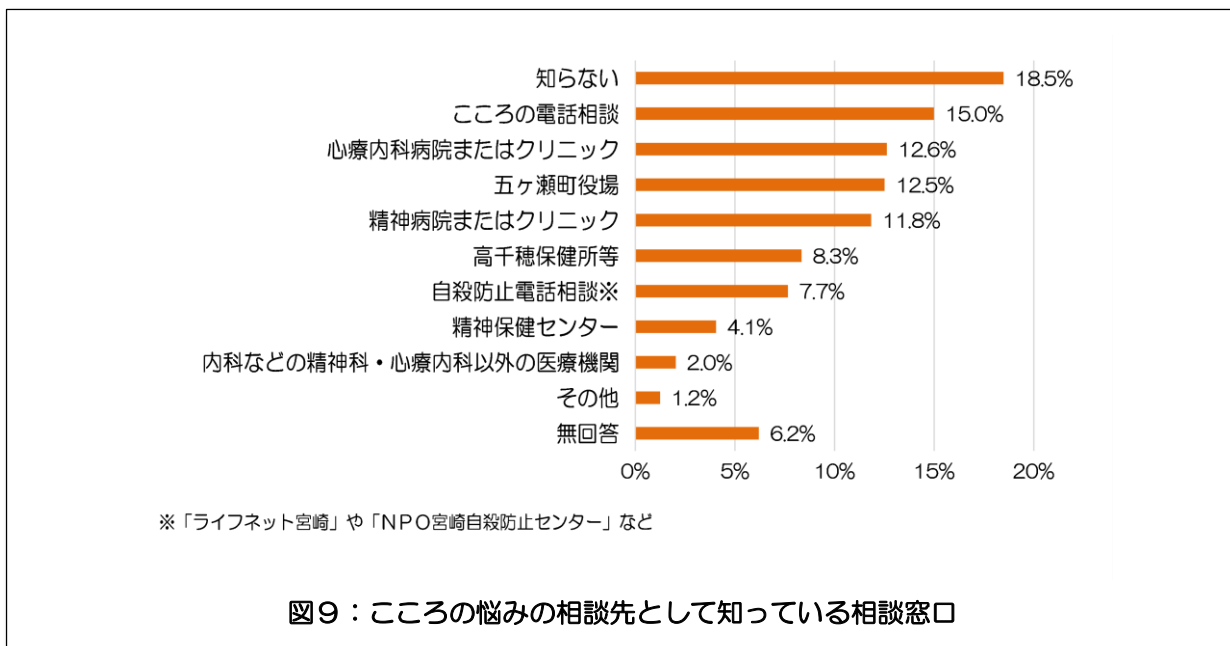
「よく眠れない日が2週間以上続いたら、医療機関を受診しますか」という質問に対して「受診しない」と回答したのは全体の42%でした(図7)。年代別にみると年齢が低くなるにつれ割合が高く、40代で57.6%、30代で31.1%、20代で75.5%の人が「受診しない」と回答し半数以上は「うつ病のサイン」である「不眠」があっても受診しないという結果になりました(図8)。



このように、「不眠」を「うつ病のサイン」として意識している人は少なく、特に若い世代でその傾向が見られます。うつ病に早期に気づき重症化を防ぐため「うつ病のサイン」の周知が必要です。町全体で「うつ病」の理解を深め、個人が抱える悩みやストレスを周囲に相談しやすい環境を作ることが町の課題として取り組む必要があると考えられます。

(5) こころの悩みの相談窓口を「知らない」人が最多回答

「こころの悩みの相談窓口として知っている相談窓口はどこですか」という質問に対し、「知らない」と回答した人が最多回答で 18.5% でした（図9）。次いで「こころの電話相談」が 15.0% でした。



【五ヶ瀬町における5つのポイント】

自殺実態プロフィール及びこころの健康アンケート結果より、五ヶ瀬町の自殺をめぐる現状をまとめたのが、次の5つのポイントです。

▼5つのポイント

- 1 町内における自殺者は男性・有職者が多い
- 2 30代・40代の4人に1人が「本気で自殺したいと思ったことがある」
- 3 年齢が高くなるにつれて「悩みやストレスを相談することは恥ずかしい」と感じている
- 4 20代の3人に1人は「うつ病」のサインを知らない
- 5 「不眠」でも4割以上的人是は「受診しない」、20代は7割以上が「受診しない」

第3章 いのち支える自殺対策における取組

3-1 基本施策

1) 地域におけるネットワークの強化

ア. 庁内におけるネットワークの強化

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【自殺対策推進本部会の開催】 ・年間の活動実績の報告等 ・生きる支援関連研修の開催	福祉課	保健衛生G	2～3月

イ. 庁外におけるネットワークの強化

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【自殺対策ネットワーク会議の開催】 ・年間の活動実績の報告等 ・生きる支援関連研修の開催	福祉課	保健衛生G	2～3月
【地域ケア会議】 高齢者のQOL向上を目的に、生きる支援につなげる	福祉課	介護高齢者G	月2回

評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
【自殺対策推進本部会及びネットワーク会議の開催】 推進本部会、ネットワーク会議の開催回数	各年1回	各年1回
【地域ケア会議】 高齢者ケア会議の開催回数	月2回	月2回

2) 自殺対策を支える人材育成

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【全職員を対象としたゲートキーパー養成講座】 生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする住民が早期に必要な支援につながるように、全職員にゲートキーパー研修等を開催	福祉課 総務課	保健衛生G 行政G	4～6月
【各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座】 日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や地区組織等に、ゲートキーパー養成講座を受けていただき、支援の必要な人を早期に適切な支援につなぐ体制づくりを目指す	福祉課	保健衛生G	通年

評価指標

評価項目	現状値	2023 年度までの目標値
【全職員を対象としたゲートキーパー養成講座】 ●開催回数 ●理解度：研修会・講座アンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	年 1 回以上 100%
【各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座】 ●開催回数 ●理解度：研修会・講座アンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合 （対象団体） ※棚卸一覧参照	—	年 1 回以上 100%

3) 住民への啓発と周知

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【相談窓口等資料の配布】 各課事業等を通じて生きる支援についてのリーフレット、相談窓口等の資料を配布 （配布先） ※棚卸一覧参照	各課	各課担当 G	通年
【自殺予防週間、自殺対策強化月間における取組】 標記期間中に合わせたこころの健康に関する啓発活動	福祉課	保健衛生 G	9月・3月
【うつ病に関する正しい知識の普及啓発】 ・町広報誌等での周知 ・各健康教育でうつ病等に関する講話の時間を設ける ・ふくしまつりでの普及啓発	福祉課	保健衛生 G	9月・3月 通年(随時) 10月

評価指標

評価項目	現状値	2023 年度までの目標値
【各課の事業を通じて相談窓口等配布に取り組んだ課数】	—	9 課 （※棚卸事業参照）
【自殺予防週間、自殺対策強化月間における取組】 ●町広報誌等での周知 ●標記期間中の普及啓発に係る取り組みの実施	年 2 回 (9 月 3 月)	年 2 回 (9 月 3 月)
【うつ病に関する正しい知識の普及啓発】 ●広報誌・ホームページへの掲載回数 ●健康教育でうつ病等に関する講話回数 ●ふくしまつりでのリーフレット等配布	— — —	年 2 回 (9 月・3 月) 年 1 回以上 年 1 回

4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることへの促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。

＜参考＞生きることの促進要因（NPO法人 ライフリンク作成）

- ・ 将来の夢
- ・ 家族や友人との信頼関係
- ・ やりがいのある仕事や趣味
- ・ 経済的な安定
- ・ ライフスキル（問題対処能力）
- ・ 信仰
- ・ 社会や地域に対する信頼感
- ・ 楽しかった過去の思い出
- ・ 自己肯定感

①居場所づくり活動

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【子育て支援センター運営】 親子の憩いの場の提供、一時預かり保育等により子育て家庭を支援する。また、子育ての相談支援を行うと共に、子育てに係る各種情報を提供	福祉課	福祉G	通年
【いきいきサロン】 65歳以上の高齢者を対象に、地域の公民館等を利用し、百歳体操等を実施することで、高齢者の閉じこもり予防や孤独感の解消、運動機能の向上に努める。	福祉課	介護高齢者G	通年
【高齢者の居場所】 好きな時間に利用でき、1日過ごすことができるので、高齢者の孤立感の解消等居場所づくりに貢献	福祉課	介護高齢者G	通年
【認知症の人と家族の会】 認知症の人及びその家族が、日頃の悩みを話せる環境やホッとする時間を提供	福祉課	介護高齢者G	通年

評価指標

評価項目	現状値	2023年度までの目標値
【子育て支援センター運営】 対象幼児の利用	100%	100%
【いきいきサロン】 開催回数	1～2回／月	1～2回／月
【高齢者の居場所】 高齢者の居場所の増加	大字ごとに設置	住民主体の居場所の増加
【認知症の人と家族の会】 開催回数	月1回	月1回

②自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策において重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。五ヶ瀬町の自殺者の中には、過去に未遂歴がある方も含まれており、未遂者への支援も重要です。

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【関係機関との情報共有】 未遂者に適切な支援が行えるよう関係機関との連携に努める。	福祉課	保健衛生G	ケース発生時

評価指標

評価項目	現状値	2023 年度までの目標値
【関係機関との連携の有無】	有	有

③遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【つどいの案内】 遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道を歩むために、県内で開催される自死遺族のつどいを広報誌等に案内を掲載	福祉課	保健衛生G	年 4 回

評価指標

評価項目	現状値	2023 年度までの目標値
【つどいの案内】 広報誌等でのつどいの案内の掲載回数	年 4 回	年 4 回

5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【SOSの出し方教育】 教育相談やアンケート実施等の「学校内の環境づくり」を基盤とし、生命尊重や心身の健康、温かな人間関係の構築等の「下地づくりの教育」を行い、早期の問題認識や自ら助けを求める事ができる意識を育てることにする「具体的な自殺予防教育」を行う。	教育委員会	学校教育G (各学校)	通年

評価指標

評価項目	現状値	2023 年度までの目標値
【SOS 教育の公立小中学校における実施率】 早期の問題認識（心の健康）や援助希求的態度の醸成等に関する「具体的な自殺予防教育」を学年の発達段階に応じた内容で年 1 回実施する	100%	100%

3-2 重点施策

1) 子ども・若者

五ヶ瀬町の過去 5 年間に自殺で亡くなった 7 人のうち 3 人は若者です。アンケート結果では、「30 代の 4 人に 1 人が本気で自殺したいと思ったことがある」と回答しています。その他「20 代の 3 人に 1 人はうつ病のサインを知らない」、20 代の 7 割以上が「よく眠れない日が 2 週間以上続いても病院を受診しない」と回答しています。

これらのことから、

- 若年層を中心としたうつ病に関する普及啓発（うつ病のサインや不眠についての理解促進等）
- こころの悩みの相談窓口の周知徹底

について、今後取り組みを強化する必要があります。

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【ホームページでの啓発】（再掲） 町ホームページでうつ病に関する普及啓発	福祉課	保健衛生 G	9 月・3 月
【健康教育での普及啓発】（再掲） 各種健康教育開催時に、うつ病等について普及啓発する時間を設ける。	福祉課	保健衛生 G	通年

評価指標

評価項目	現状値	2023 年度までの目標値
ホームページ掲載回数	—	年 2 回（9 月・3 月）
各健康教室でうつ病等の普及啓発をする回数		年 1 回以上

2) 勤労者・経営者

五ヶ瀬町の過去 5 年間に自殺で亡くなった 7 人のうち 3 人は勤労者・経営者です。アンケート結果では、「40 代の 4 人に 1 人が本気で自殺したいと思ったことがある」と回答しています。その他「うつ病のサイン」に気づいたとき、精神科などの専門機関へ相談に行こうと思いますか」との問いに「思わない」と回答した割合が 40 代で一番多いことも分かりました。

特に働き盛りの男性は、心理的・社会的にも負担を抱えることが多く、また、過労・失業・病気・親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

事業名	担当課	担当グループ	実施時期
【健康教育での普及啓発】（再掲） 各種健康教育開催時に、うつ病等について普及啓発する時間を設ける。	福祉課	保健衛生 G	通年
【自殺対策ネットワーク会議での情報提供】（再掲） 各事業所の代表者が参加する協議会で、こころの健康に関する研修・情報提供を行い、事業所のメンタルヘルスの取り組みを支援する。	福祉課	保健衛生 G	2～3月

評価指標

評価項目	現状値	2023 年度までの目標値
各健康教室でうつ病等の普及啓発をする回数	—	年 1 回以上
自殺対策ネットワーク会議開催回数（再掲）	年 1 回	年 1 回

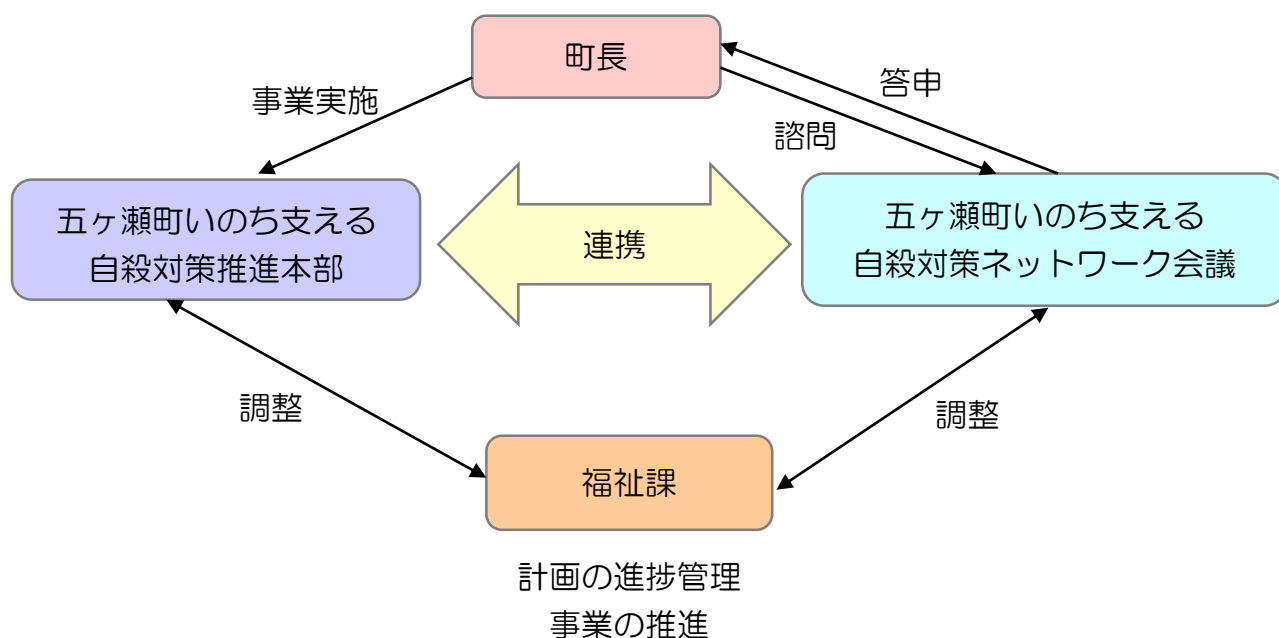
第4章 自殺対策の推進体制等

4-1 自殺対策組織の関係図

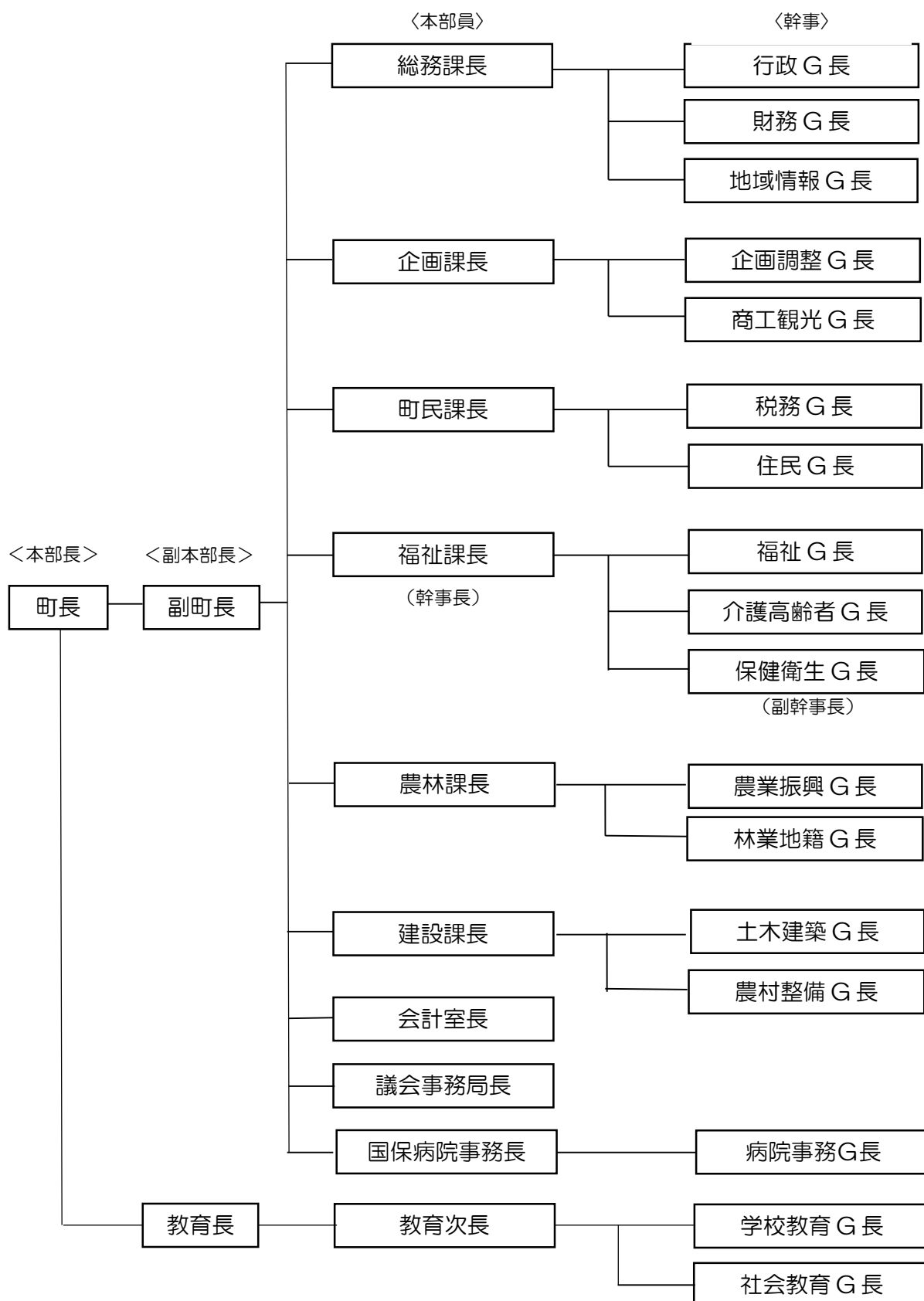
「五ヶ瀬町いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「五ヶ瀬町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。

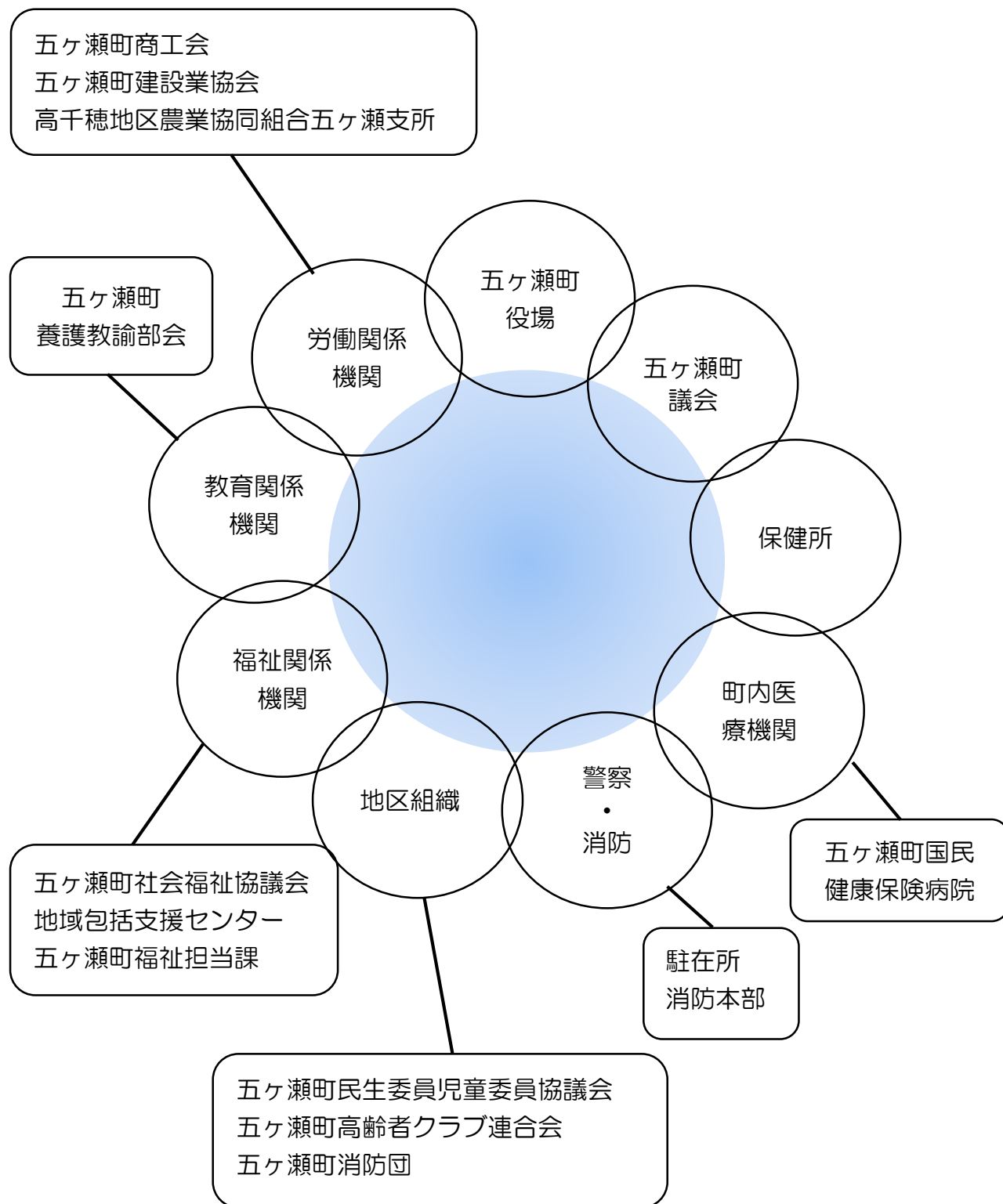
本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、五ヶ瀬町いのち支える自殺対策推進本部においてPDCA サイクルによる評価を実施し、五ヶ瀬町いのち支える自殺対策ネットワーク会議での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



4-2 五ヶ瀬町いのち支える自殺対策推進本部 組織体制



五ヶ瀬町いのち支える自殺対策ネットワーク会議 組織体制



第5章 参考資料

五ヶ瀬町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、五ヶ瀬町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各課長及び所属長
- (2) 各課及び所属のグループ長

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。

4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は福祉課長をもって充て、副幹事長は保健衛生グループ長をもって充てる。

4 幹事は、各課及び所属のグループ長をもって充てる。

5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務

を代理する。

7 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。

8 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し9月1日より適用する。

五ヶ瀬町のち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、五ヶ瀬町のち支える自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 委員は、次に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者をもって充てる。

- (1) 五ヶ瀬町議会
- (2) 五ヶ瀬町国民健康保険病院
- (3) 五ヶ瀬町消防本部
- (4) 五ヶ瀬駐在所
- (5) 鞍岡駐在所
- (6) 五ヶ瀬町高齢者クラブ連合会
- (7) 高千穂地区農業協同組合五ヶ瀬支所
- (8) 五ヶ瀬町建設業協会
- (9) 五ヶ瀬町商工会
- (10) 五ヶ瀬町社会福祉協議会
- (11) 五ヶ瀬町民生委員児童委員協議会
- (12) 五ヶ瀬町養護教諭部会
- (13) 高千穂保健所
- (14) 自殺対策担当課

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。